

## 「中間のまとめ」に対する意見募集の結果について

- 1 募集期間：平成 19 年 8 月 1 日から平成 19 年 8 月 15 日まで
- 2 意見送付者数：1（内訳：事業者 1）
- 3 御意見の内容

| 御意見   | 御意見に対する考え方   |
|---|--|
| <p>当社は、弁当とカレー(完成品のカレーと完成品の白米を電気ジャーで持ち込み、保温しながら容器に盛り付けするだけといった簡易な調理行為あり)の販売のみを行う営業形態をとっています。このような営業形態である当社としてもコンビニエンスストアと同様に調理実態に合わせた合理的な施設基準の策定を強く求めます。</p> <p>また、国からのガイドラインに基づき、区ごとに指導内容が異なることが無いよう、都での統一見解を示していただきたい。</p> | <p>今回、コンビニエンスストアにおける調理実態を踏まえ、簡易な調理行為の範囲や新たな施設基準の適用対象範囲について、その考え方を示しました。これらに合致すれば、新たな施設基準の適用が可能と考えます。</p> <p>なお、新たな施設基準が適用されるか否かは、コンビニエンスストアも含めその具体的な営業形態に基づき判断すべきものと考えます。</p> <p>また、新たな施設基準の取扱いについては、区も含めて統一的な運用が図られるよう、改正の主旨を徹底してまいります。</p> |